

第1章 はじめに

1. 背景と目的

全国的に戦後から高度成長期にかけて整備されてきた公営住宅、教育関係施設などの建物や道路、下水道といったインフラ施設は、建設後相当の期間を経過してきており、老朽化も顕著です。とりわけ、2012年の中央自動車道笹子トンネルの事故により、公共の建物やインフラ施設（以下「公共施設等」という。）の老朽化が注目されるようになりました。

このような状況を受けて、国は、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(2013年6月14日閣議決定)において、公共施設等の老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、2013年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

本市においても、1970年代から1980年代前半にかけて集中的に建物を整備しており、建設後30年以上を経過した施設の延床面積は全体の7割近くを占めています。

一方で、少子高齢化による人口減少の時代を迎え、社会保障関係費の増加や税収の落ち込みが予想され、公共施設等への投資力が低下し、現状のまま維持・更新していくことが困難な状況となることが予測されます。

そこで、本市では2012年度から保有する建物の状況を調査し、その結果を踏まえ本市における建物の整備に関する基本的な考え方を示した「市有施設整備基本方針」(2013年9月)を作成しましたが、2014年4月に総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、地方公共団体はインフラ施設を含む全ての公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」の策定が求められたところです。

以上のことから、公共施設等を取り巻く課題の解決に向けた今後の取組に対する基本的な考え方を示すために、「桐生市公共施設等総合管理計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、総合計画を上位計画とし、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を示したものです。また、本市における個別計画などとの連携や整合を図ります。

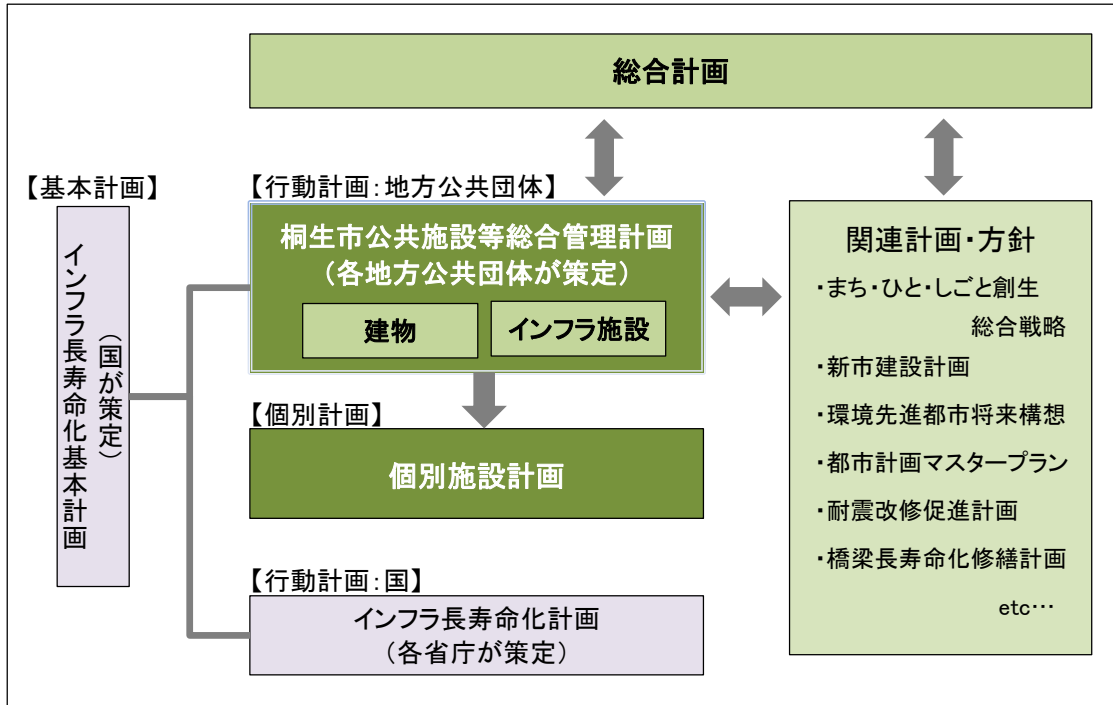


図 1. 1. 1. 本計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画は、総合計画の計画期間と整合を図りつつ、将来推計に基づく長期的な方向性を示すため、2017年度から2051年度までの35年間を計画期間とします。なお、社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて柔軟に計画を見直すものとします。

		2008 ~ 2012	2013 ~ 2019	2020 ~ 2027	2028 ~ 2035	2036 ~ 2043	2044 ~ 2051
総合計画	基本構想	【桐生市新生総合計画】 2008年度より12年間		総合計画	総合計画	総合計画	総合計画
	基本計画	【基本計画】 前期		前期	前期	前期	前期
		【基本計画】 後期		後期	後期	後期	後期
公共施設等 総合管理計画		【桐生市公共施設等総合管理計画】 2017年度～2051年度（35年間）					

図 1. 1. 2. 本計画の計画期間

4. 対象施設

本計画では、本市が管理する学校、市役所庁舎等の建物（ハコモノ施設）と、道路、橋、上下水道等のインフラ施設を対象とします。